

## 固定資産税・都市計画税は 1月1日の現況で所有者に課税

土地と家屋の2019年度(平成31年度)固定資産税と都市計画税は、平成31年1月1日の現況に基づき、平成31年1月1日現在の所有者に課税されます。

△平成31年1月1日以前に家屋の取り壊しや床面積の増減があった場合は、速やかに税務課資産税係までご連絡ください。

▽平成31年1月2日以降に家

### 認定長期優良住宅を新築した場合、固定資産税を減額

「認定長期優良住宅」を新築した場合、その家屋の固定資産税額の2分の1相当額を減額します。

認定を受けて新築された住宅であることを証明する書類(認定通知書)の写しを添付

- ・り災証明を受けていること
  - ・平成30年中に災害により住宅を解体した土地であること
  - ・住宅用地として使用することができない土地であること
- 申告期限 毎年1月31日
- 申告時に必要なもの
- ・り災証明書(写し可)、印鑑
  - ・マイナンバーの記載が必要です。
- マイナンバーの確認と本人確認を行いますので、番号確認書類(個人番号通知カード等)と本人確認書類(運転免許証やパスポートなど)をご持参ください。また、郵送の場合には写しを同封してください。なお、マイナンバーカード(個人番号カード)を取得された人は、当カードのみで確認できます。

### 被災住宅用地に対する 固定資産税の特例

地震、台風などの被害により、住宅を解体し、更地となった土地について、以下の要件を満たせば、被災の翌年度と翌々年度に限り、引き続き住宅用地の特例が適用され固定資産税が軽減されます。適用を受けるためには、年度ごとに申告書の提出が必要です。

※事業用家屋または看板や物置などの構築物を設置している場合(予定を含む)、駐車場として利用している場合などは適用対象外となります。

●要件(以下のすべてを満たすこと)

- ・被災以前から所有している人またはその承継人等

### ◆問い合わせ 税務課資産税係

**雑損控除等の説明会を開催します**

平成30年の地震および台風により、住宅や家財などに損壊・浸水等の被害を受けた人は、確定申告等で所得税法に定める雑損控除または災害減免法に定める所得税の軽減免除の適用を受けることができる場合があります。

制度の内容、損害額の計算方法について、下表のとおり説明会を開催いたします。

なお、当日は、確定申告書・青色決算書(収支内訳書)の記載についての説明は行いませんので、ご了承ください。

※各回とも同じ内容です。定員を超えた場合は、受付を終了させていただきますので、あらかじめご了承ください。

※会場へは、できるだけ公共交通機関でお越しください。

◆問い合わせ 税務課市民税係または宇治税務署 ☎0774-44-414

| 日付       | 回数  | 時間              | 場所               |
|----------|-----|-----------------|------------------|
| 1月11日(金) | 第1回 | 午前9時30分～10時30分  | 八幡市文化センター3階第3会議室 |
|          | 第2回 | 午前10時45分～11時45分 |                  |
|          | 第3回 | 午後1時15分～2時15分   |                  |
|          | 第4回 | 午後2時30分～3時30分   |                  |

●償却資産の申告は1月31日(木)まで

1月11日(金)までの提出にご協力ください。

償却資産とは、土地、家屋以外の事業の用に供することができる有形固定資産で、その減価償却が法人税法または所得税法の規定による所得の計算上、損金または必要経費に算入されているものが対象となります。

平成31年1月1日現在に所有されている償却資産については、2019年度(平成31年度)の課税対象となりますので、1月31日(木)までに申告をしていただく必要があります。期限間近になると大変混雑しますので、なるべく1月11日(金)までの提出にご協力ください。課税対象となる資産の種類など、詳しくはお問い合わせください。

### 口座振替依頼書を 新しくしました

市では、市税・国民健康保険料の口座振替のご利用をお勧めしています。

このたびは、口座振替依頼書を一本化し、1枚の依頼書で市税・国民健康保険料の口座振替の申し込みが出来るようになりました。

依頼書は、税務課収納係や市内等の市税取扱金融機関にごさいますので、納付書で納めていただいている人は、口座振替をご利用いただけますようお願いいたします。お近くに市税取扱金融機関がない場合や依頼書がない場合は、税務課収納係までご連絡ください。

※既に口座振替をご利用いただいている人につきましては、新たに申し込みいただく必要はありません。

◆問い合わせ 税務課収納係

### 国税庁からのお知らせ

**確定申告書用紙に代えて「確定申告のお知らせ」ハガキをお送りしています**

近年、ICT(情報・通信技術)を利用した申告件数が増加し、税務署から送付した申告書用紙が利用される割合は年々低下しています。

このため、国税庁では、資源保護および行政コスト削減の観点から、申告書用紙の送付に代えて、「確定申告のお知らせ」ハガキをお送りしています。

「確定申告のお知らせ」は、ICTを利用して申告した人や各指導機関を通じて申告書を提出された人にお送りしています。

皆さんのご理解とご協力を願っています。

**確定申告のお知らせハガキとは**

予定納税額などの申告書の作成に必要な情報を記載したハガキ(または封書)です。

手書きで申告書を作成される人への案内

国税庁ホームページの「確定申告書作成コーナー」をご利用いただければ、画面の案内に従って金額などを入力するだけで申告書等が作成できます。

なお、手書きで作成される場合は、申告書や手引きを国税庁ホームページからダウンロードできます(インターネット環境がない等で、確定申告書等の用紙が必要な場合は、管轄の税務署へお問合せください)。

確定申告書等の用紙は、税務署、申告会場および指導会場でも配付しています。

※市役所税務課市民税係では、1月28日(月)から配布します。

確定申告書にはマイナンバーの記載が必要!!

申告書にはマイナンバー(12桁の個人番号)を記載する欄を設けています。申告者本人や控除対象配偶者、扶養親族および事業専従者などのマイナンバーの記載が必要です。

【注意】

所得税および復興特別所得税の確定申告が不要でも、住民税の申告が必要な場合があります。

住民税に関しては、市役所税務課市民税係にお尋ねください。

### 宇治税務署からのお知らせ

**平成30年分の確定申告期間は2月18日(月)から3月15日(金)まで**

宇治税務署の申告会場は、2月18日(月)から開設します(閉庁日を除く)。なお、2月15日(金)以前は開設していません。

申告会場の開設時間は、午前9時から午後5時までです。が、相談受付時間は午後4時までとなります。なお、申告会場の混雑状況によっては、長時間お待ちいただくことや、早め(午後3時頃)に受け付けを終了させていただく場合があります。

場合があるため、ご了承ください。

●税理士による申告相談

日時 2月13日(水)・14日(木) 午前9時30分～正午、午後1時～4時(受付は午前9時～午後3時)

場所 八幡市文化センター

※土地・建物・株式等を売却された所得や贈与税の相談は不可。

※混雑状況によって、早めに受け付けを終了させていただく場合があります。

また、申告書提出の際には申告者の本人確認書類の提示または写しの添付が必要です。

※控除対象配偶者、扶養親族および事業専従者などの本人確認書類は不要です。

公的年金等を  
受給している人へ

次の①と②の両方に該当する場合は、所得税および復興特別所得税の確定申告(提出・納税)が不要です。

- ①公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下
- ②公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下

ただし、①と②の両方に該当する場合でも、所得税および復興特別所得税の還付を受けられる人は、確定申告書の提出が必要です。